資料４－３

平成27年度本市生活困窮者自立支援事業（案）について

◆　**自立相談支援事業**（必須事業：国庫負担３/４）

【相談支援】　住民に身近な相談窓口として、各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談者のお困りごとを丁寧に聞き取り、どのように支援をするかを判断し、区役所内の他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携しながら生活困窮者の自立を寄り添い型で支援する。

【就労支援】　ハローワーク等で直ちに就労に結びつかない人に対し、ビジネススキル等の向上のための支援や求職活動などの実践的な支援のほか、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着支援などを行う。

実施にあたっては、これまで生活保護受給者や生活保護申請段階の者の就労支援として実施してきた「総合就職サポート事業」の支援対象者に生活困窮者も含め、一体的に就労支援を実施する。

◆　**住居確保給付金の支給**（必須事業：国庫負担３/４）

離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を実施する(平成21年度から実施してきた「住宅支援給付事業」を生活困窮者自立支援法の下で制度化された)。

◆　**一時生活支援事業**（任意事業：国庫負担２/３）

これまで実施してきた、「自立支援センター事業」等を活用し、生活困窮者に対する一時的な生活支援を実施する。

◆　**学習支援事業**（任意事業：国庫負担１/２）

貧困の連鎖を解消していくため、中学生がいる家庭に対し、こども自立支援員を派遣し、親子の進学意識を高め、高校への進級を目標としたカウンセリング等の支援を行い、子どもの自立への動機づけを行う「子ども自立アシスト事業」を実施する。

実施にあたっては、生活保護受給世帯の子どもへの学習支援事業と一体的に実施する。

◆　**就労訓練推進事業**

就労訓練の場の提供をする事業については、市が事業者認定を行うこととなっており、より多くの業種の事業者の参入を確保するため事業の周知・啓発を行う。